

米国子会社の 会計・税務

KWC Partners, LLP
Certified Public Accountants

織岡 三知夫 (Michio Orioka)

KWC Partners, LLP パートナー

8年にわたり、日本の大手商社にて信用調査、経理、先物取引、海外駐在等の経験を積んだ後、当事務所に加わる。会計ソフト Quickbooks Pro の講師としても活躍。有力新聞にも多数寄稿。国際取引・税務に明るく、国際ビジネスに関して豊富な経験と知識を有している。

第8回 個人納税申告書が生活に与える税以外の影響

① 税務申告は税を徴収するためだけに 使われるのではない

税務申告延長は6ヶ月まで許されるが、支払い延長は認められない。米国ではパススルーという法人税二重課税を防ぐために法人税がなく、法人の課税所得を個人の課税所得にする方式(Sコーポレーション、パートナーシップ)が認められている。こうした法人株主は、パススルー法人の申告書が終了しないと個人税務申告が終了しないことから個人税務も申告延長することが多いが、これらを除くと普通の人は税務申告で還付が期待されるため、延長申請はあまり好まれない。

これと別に延長が好まれない理由が

ある。それは様々な生活の局面で税務申告書の写しが必要になることである。以下が主な例である。

- ◆不動産ローンを組む
- ◆自身や子供が大学に行くため、奨学金の申請をする
- ◆貧困者用医療保険(メディケアや州の公的保険)の申請をする
- ◆自己破産(Personal Bankruptcy)を申請する
- ◆不動産の賃借をする
- ◆生活保護やフードスタンプ(食料品購入チケット補助)の申請をする
- ◆家族のビザ、永住権の申請をする、等

要するに、(a) 金や不動産を借りるために経済力の証明をしなければいけ

ない場合と、(b) 補助金の申請といった経済的な必要性を証明する場合の、両極端なケースの対外的証明に連邦税申告書は使われるのである。

米国の大学学費は私立では年間4~5万ドルかかる場合も稀ではない。しかし、多くの学生は奨学金という名の「割引」を受ける。この奨学金は返済不要部分もかなり多い。返済要の部分も多いがこれは Student Loan、返済不要の奨学金は Scholarship/Grant と呼ばれる。奨学金申請では、所得が少ないほど有利である。また、不動産ローンを組むときは、所得がある程度のレベルに達していないとローンの認可が下りない。この辺はサブプライムモーゲージ問題の反動で最低20%の頭金、毎月の給与の1/3程度は最低でもローンと固定資産税など必要経費に当てられる余裕がなければ、ローンの認可は難しい状態が続いている。

② 税務申告や資産移転による数字の操作で起きる不正と社会問題

こうした社会の仕組みの下では税務申告額を高めにして、住宅ローンを認可してもらったり、逆に申告額を低めにして、補助金を認可してもらう動機

がでてしまう。

実際の申告書と異なる数字を提出したら不正行為で、それを防ぐため、通常はローンを実行する金融機関はローン申請者から米国歳入庁 (Internal Revenue Service) に対する納税申告書写し送付許可を入手する。納税申告書写しは申請者が金融機関に提出するが、それは実際の申告内容と異なるかを確認するためだ。

また、大学や政府機関は申告書写し入手権限をもつので、不正はすぐに暴かれてしまう。これは最悪詐欺として刑事告発される可能性もある。

米国では貧困者用医療保険のほうだが、高齢者用医療保険より付保範囲が広いという現実がある。そのため、高齢者で病気がちになると資産を子供に移転し、貧困者用保険受給を画策している人も多いようだ。この辺に現在オバマ政権が政治課題としている問題がある。